

一般社団法人徳島県薬剤師会調剤薬局の無菌調剤室 共同利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県薬剤師会（以下「本会」という。）の会員その他の薬剤師が、本会調剤薬局（以下「会営薬局」という。）の無菌調剤室（以下「本施設」という。）を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他の医薬品の調製を行う場合の手続、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の条件)

第2条 本施設を共同利用できるのは、本会と第3条に定める契約を締結した薬局に在籍する第6条に定める薬剤師が、会営薬局担当薬剤師の監督のもと無菌調剤処理を行う場合とする。

(契約の締結)

第3条 利用契約は、本会と本施設利用薬局の開設者との間で無菌調剤室の共同利用の契約書（別紙1）の書式により締結する。

- 2 契約時に事務手続きとして、徳島県薬剤師会会員薬局は無料、非会員薬局は、5年間の契約料として10万円を本会に支払わなければならない。
- 3 利用契約を締結しようとする薬局の開設者は、当該薬局の薬剤師が行う無菌調剤の適正な管理を確保するため、事前に指針（別紙2）を策定しなければならない。
- 4 利用契約を締結しようとする薬局の開設者は、無菌調剤を行う薬剤師に対し、事前に無菌調剤の手技に関する研修（無菌調剤に関する動画視聴等も可）その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 契約締結後、本施設利用薬局の開設者は、本施設を利用した無菌調剤処理において事故等が発生した場合、報告書（別紙3）を用い、すみやかに本会に報告しなければならない。

(契約の要件)

第4条 利用契約を締結しようとする薬局の開設者及び利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本会の秩序又は、規律を乱さないこと
- (2) 本会の目的に反する行為をしないこと
- (3) 保健衛生上支障を生ずる恐れがないよう無菌調剤及び施設利用を行うこと

(契約の取消)

第5条 次の各号に該当するときは、契約を取り消すことができる。

- (1) 第4条の要件に反したとき
- (2) 本施設利用薬局の管理運営に支障があると認められたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会会長が適当でないと認めたとき

(利用者)

第6条 本施設を利用できる薬剤師は、利用契約を締結しようとする薬局の開設者等が行う無菌調剤の手技に関する研修等を修了した者であって、本会の無菌調剤施設利用予定期名簿（別紙4）に登録された者とする。

(利用の手続)

第7条 利用者は本施設を利用するに当たり、原則として利用日の前日（日祝祭日の場合はその前日）の正午までに、無菌調剤室利用申込書（別紙5）を会営薬局までFAXにより申込み、承認を受けるものとする。

(施設使用の手順)

第8条 利用者が本施設を利用するに当たっては、無菌調剤施設標準作業手順書（別紙6）に従わなければならない。

2 その他、本施設の管理上必要な事項については、本施設の担当薬剤師の指示に従わなければならない。

(利用記録等)

第9条 利用者は本施設使用後、無菌調剤記録（別紙7）を作成しなければならない。

2 本施設の担当薬剤師は無菌調剤記録の写しを薬局内に3年間保管しなければならない。

(利用料)

第10条 本施設の利用にあたり、本施設利用薬局の開設者又は利用者は、利用日のうちに下記の利用料を会営薬局に現金で支払わなければならない。

会員薬局	:	1,000 円/回
非会員薬局	:	5,000 円/回

(付則)

この規程は、2021年12月1日より適用するものとする。